

中間前払金制度の導入について

公共工事の円滑な施工確保に関し、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保が図られるよう、令和2年4月1日から下記のとおり「中間前払金制度」を導入します。

記

1. 中間前払金制度とは

当初の前払金(契約額の4割)に追加して、中間検査を受けることなく、さらに契約金額の2割を前払金として受け取ることができる制度です。

2. 対象となる契約

請負金額が500万円以上の工事請負契約

3. 中間前払金の認定要件

- ①工期の2分の1が経過していること。
- ②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③出来高が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4. 部分払いとの関係

部分払をすることとなる工事については、中間前払金の適用対象外となります。

5. 手続き方法

①認定の請求

受注者は中間前払金の請求をしようとするときは、中間前払金認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添付して発注者(工事所管課)に提出してください。

②認定調書の交付

発注者(工事所管課)は、請求を審査し、上記3の認定要件を満たす場合には中間前払金認定調書を交付します。

③保証の申込み

受注者は、保証事業会社に対して、発注者から交付された上記2を添えて、中間前払金に係る保証契約について申込みをしてください。

④支払請求

発注者は、「中間前払金支払請求書(任意様式)」に「保証書(原本)」を添付して発注者(所管課)へ提出してください。